付録５．ＯＥＣＤの「予算透明性のための最優良慣行（OECD Best Practices for Budget Transparency）」の概要

項　　目	具　体　的　内　容	ＩＭＦ改訂版コード
1. 予算報告 1.1. 予算	○　予算は、政府の主要政策文書の鍵となるものである。予算は包括的なものとなるよう作成され、政府の全ての歳入と歳出を網羅し、異なる政策におけるトレードオフが評価できるようなものであるべきである。	
	○　政府の予算案は、議会で適切な審議が行われるように、十分余裕を見て議会に提出されるべきである（少なくとも会計年度が始まるより３ヶ月以上前）。また、予算は会計年度の開始に先立って、議会の承認を受けなければならない。	3.1.1 財政政策の目的と持続可能性
	○　予算及び関連文書は、それぞれの歳入・歳出プログラムに関する詳細なコメントが含まれるべきである。	3.2.2 プログラムの目的
	○　非財務データ（政策についての業績目標）が、歳出プログラムのために提示されるべきである。	3.2.2 プログラムの目的
	○　予算には、予算年度及び予算年度以降2ヶ年の歳入、歳出の中期見通しを含むべきである。同様に、直近の予算案は、以前の財政報告書で示された見通しと整合的であるべきである。重大な乖離がある場合は、説明が必要である。	3.1.1 財政政策の目的と持続可能性
	○　過去の歳入・歳出決算額と予算年度についての最新の見通しを比較できる情報が、各々のプログラムに提供されるべきである。同様の比較情報は、非財務データに関しても提供されるべきである。	2.1.2 結果と予測
	○　歳入・歳出が恒久法によって認められた場合でも、その歳入・歳出総額は、情報を提供するため、他の歳入・歳出と共に予算で示されるべきである。	
	○　歳出は、グロスで示すべきである。目的税と利用者課金は、独立して明確に説明されるべきである。これは、特別なインセンティブや管理システムが、収益の一部もしくは全部を維持するために設けられているかどうかに関わらない。	
	○　歳出は、省、庁などの行政単位で分類されるべきである。経済的分類もしくは機能的分類で分類した補足情報も提供されるべきである。	3.2.1 データの分類
	○　報告書の前提となる経済見通しは、下記2．1に基づいて作られるべきである。	
	○　予算は、下記2．2に基づいた租税歳出の議論を含むべきである。	
	○　予算は、下記2．3～6に基づく金融資産と負債、非金融資産、被雇用者年金債務、偶発債務の包括的な議論も含めるべきである。	

項　　目	具　　体　　的　　内　　容	ＩＭＦ改訂版コード
1.2. 予算前報告書	○　予算前報告書は、予算全体の議論、及び予算総額が経済にどれだけ影響があるかを議論するために作られる。従って、予算自身の期待を創るためのものでもある。それは、予算案提出の１ヶ月以上前に発表されるべきである。 ○　予算前報告書では、政府の長期経済、財政目標と、来期及び少なくとも来期以降2ヶ年の経済・財政の目標（intention）を明確に述べるべきである。それは、①歳入総額②歳出総額③収支尻④債務に焦点をあてるべきである。 ○　予算前報告書の前提となる経済見通しは、下記 2.1 に基づくべきである。	3.1.1 財政政策の目的と持続可能性
1.3. 月次報告書	○　月次報告書は、予算の進捗状況を表す。それは、月終了後４週間以内に発表されるべきである。 ○　各月及び年度累計の①歳入総額②歳出総額を含めるべきである。また、同時期についての当初見通しとの比較をすべきである。当初見通しについて調整した項目は、独立して示すべきである。 ○　数字データとともに、短いコメントが付随されるべきである。もし実績と当初見通しの間で著しい乖離がある場合には、説明すべきである。 ○　支出は、省、庁などの行政単位で分類されるべきである。経済的分類もしくは機能的分類で分類した補足情報も提供されるべきである。 ○　報告及び関連文書は、政府のファイナンス活動による情報も含めるべきである。（2.3 参照）	3.4.1 予算及び予算外の結果 3.2.1 データの分類
1.4.　年央報告書	○　年央報告書は、年央における財政の状況を包括的に説明するものである。そこでは、現在の会計年度及びそれ以降少なくとも2ヶ年の中期見通しの最新予測が含まれる。このレポートは、年央から６週間以内に発表されるべきである。 ○　予算の基礎となる経済見通しは精査され、その変更が財政に与える影響は開示されるべきである。 ○　年央報告書は、下記2．３～6に基づく①金融資産と負債②非金融資産③被雇用者年金債務④偶発債務の包括的な議論も含む。 ○　予算に重大な影響を与える全ての政府決定等は開示されるべきである。	3.4.1 予算及び予算外の結果 4.2.2 マクロ経済見通しの質を評価する仕組み 3.1.5 主な財政上のリスク

項　　目	具　　体　　的　　内　　容	ＩＭＦ改訂版コード
1.5. 決算	○ 決算は、政府の説明責任について、鍵となる文書である。それは、3.3 に基づいて、最上級監査機関によって監査され、会計年度が終わってから 6 ヶ月以内に発表されるべきである。	**4.2.1 外部監査**
	○ 決算は、議会が承認した歳入、歳出予算の遵守状況を示すものである。当初見通しについて調整した項目は、独立して示すべきである。決算は、予算と同じ形式で公表すべきである。	**3.4.2 決算**
	○ 決算及び関連文書は、業績目標と関連して実際に達成された成果を含む非財務パフォーマンス情報を含めるべきである。	**3.4.3 プログラムの成果**
	○ 前年の歳入、歳出の水準と比較できる情報が提供されるべきである。また、同様の情報が非財務のパフォーマンスデータに関してもなされるべきである。	
	○ 歳出は、省、庁などの行政単位で分類されるべきである。経済的分類もしくは機能的分類で分類した補足情報も提供されるべきである。	**3.2.1 データの分類**
	○ 決算は、下記２．３～６に基づく金融資産と負債、非金融資産、被雇用者年金債務、偶発債務の包括的な議論も含めるべきである。	
1.6. 選挙前報告書	○ 選挙前報告書は、選挙直前における経済・財政の状況を説明するものである。これにより、財政に対する有権者の認識を向上させ、国民の議論を促進させることができる。	
	○ 選挙前報告書が作成可能かどうかは、憲法上の規定と選挙の実施条件にかかっている。それは選挙の 2 週間以上前に発表されることが望ましい。	
	○ 選挙前報告書は、年央報告書と同様の情報を含めるべきである。	
	○ 3.2 に基づいて、そのようなレポートの正確性が保証されるよう、特別な注意が払われるべきである。	

項　　目	具　　体　　的　　内　　容	ＩＭＦ改訂版コード
1.7. 長期推計報告書	○　長期推計報告書は、政府の現行政策に対する長期の持続可能性を評価するものである。それは少なくとも 5 年毎、もしくは重要な歳入・歳出プログラムに大きな変化があった場合、発表されるべきである。 ○　長期推計報告書では、社会の高齢化や長期（10～40 年）にわたる潜在的な発展といった人口統計学上の変化が予算に与える意味合いを評価するべきである。 ○　見通しの基礎となる重要な前提条件が明確に述べられるだけでなく、実現性のあるシナリオも示すべきである。	**3.1.1 財政政策の目的と持続可能性**
2. 特定の開示		
2.1. 予算の基礎となるマクロ経済の前提	○　予算の基礎となる主要なマクロ経済の前提からの乖離は、政府の主要な財政リスクとなる。 ○　全ての主要なマクロ経済の前提は、明白に開示されるべきである。これらは、①GDP成長率②GDP成長の構成要素③雇用及び失業率④経常収支⑤インフレ率⑥金利（金融政策）などの見通しを含む。 ○　主要な経済前提の変化が予算に与える影響を示す感応度分析が行われるべきである。	**3.1.5 主な財政上のリスク**
2.2. 租税歳出	○　租税歳出とは、特定活動に対する税制優遇措置についての予想コストである。 ○　主要な租税歳出の予想コストは、予算上の補足情報として開示されるべきである。予算に関する選択肢を知らせるため、特定機能分野における租税歳出の議論は、可能な限り当該領域における一般支出の議論とあわせて行われるべきである。	**2.1.3 租税歳出**

項　　目	具　　体　　的　　内　　容	ＩＭＦ改訂版コード
2.3. 金融債務と金融資産	○　全ての金融債務と金融資産は、①予算②年央報告書③決算で公表されるべきである。各月の借入行動は、月次報告書もしくはその関連文書において公表されるべきである。 ○　借入は、①通貨の種類②満期構成③金利の種類（変動又は固定）④期日前償還の適用などに従って分類されるべきである。 ○　金融資産は、①現金②有価債券③企業への投資④他機関へ融資などを含む主なタイプに従って分類される。企業投資は個別にリストアップされるべきである。他機関への融資は、それらの性質を示す主なカテゴリー別にリストアップされるべきである。各々のカテゴリーにおけるデフォルト情報は、可能な場合開示する。金融資産は、市場価格で評価されるべきである。 ○　先物契約やスワップといったような債務管理手段は、公表されるべきである。 ○　予算において、金利や為替の変化が金融費用に与える影響を示す感応度分析がなされるべきである。	**2.1.4 債務と金融資産**
2.4.　非金融資産	○　不動産や設備といった非金融資産は、公表されるべきである。 ○　非金融資産は、完全な発生主義会計及び予算編成のもと認識される。そのために、当該資産の評価や適切な償却期間の選択が必要となるが、評価及び償却の方法は公表されるべきである。 ○　完全発生主義会計が適用されない場合、資産帳簿を整備し、①予算②年央報告書③決算において、要約情報が提供されるべきである。	**2.1.4 債務と金融資産**
2.5. 被雇用者年金債務	○　被雇用者年金債務が①予算②年央報告書③決算において公表されるべきである。被雇用者年金債務とは、過去の勤務から生まれた発生給付とこれらの給付を払うために発生する拠出との差である。 ○　被雇用者年金債務計算の基礎となる主要な保険統計上の前提は、公表されるべきである。被雇用者年金計画と付随する全ての資産は市場価格で評価されるべきである。	

項　　目	具　　体　　的　　内　　容	ＩＭＦ改訂版コード
2.6.偶発債務	○　偶発債務は、予算に与える影響が、不確定な将来の事象に依存する債務である。一般的な例としては、①政府の融資保証②政府保険プログラム③政府に対する法的要求などが含まれる。 ○　全ての偶発債務は、①予算②年央報告書③決算において公表されるべきである。 ○　可能であるならば、偶発債務の総額が公表され、性質別の主要カテゴリーによって分類されるべきである。各々のカテゴリーにおけるデフォルトの履歴情報も可能なかぎり公開されるべきである。偶発債務が数値化できない場合、それらをリストアップした上で記述するべきである。	**2.1.3 偶発債務**
3.正確性、管理、説明責任		
3.1.会計方針	○　会計方針の要約を、全ての報告書に含むべきである。これらは、報告書の作成に適用した会計基準（現金、発生）を説明し、一般的に許容された会計実務から乖離した事項を、全て開示する。 ○　全ての財政報告書には、同じ会計方針が適用されるべきである。 ○　もし会計方針の変更が求められる場合は、変更の性質・理由が十分に公表されるべきである。異なる報告対象期間の間での比較ができるように、以前の情報が調整されるべきである。	**4.1.2 会計の基準**
3.2.システムと責任	○　報告書の内容の整合性を保証するために、内部監査をはじめとする内部財政マネジメントに関する制度が、設けられるべきである。 ○　各々の報告書は、財務大臣もしくは報告書作成の責任を担う上級職員の責任文書を含めるべきである。当該大臣は、財政に影響を与える全ての政府決定が、報告書に盛り込まれることを保証する。当該上級職員は、報告書作成に際し、財務省が最善の専門的判断を行ったことを証明する。	**3.3.1 会計システム**
3.3.監査	○　決算は一般的に認められている監査手法に照らして、最上級監査機関によって監査されるべきである。 ○　最上級監査機関が作成した監査報告書は、議会によって精査されるべきである。	**4.2.1 独立監査**

項　　目	具　　体　　的　　内　　容	ＩＭＦ改訂版コード
3.4. 政府及び議会による審査	○　議会は、必要と判断した全ての財政報告書について、効率的に調査できる機会と資源を持つべきである。 ○　本ガイドラインの対象となる全ての財政報告書は、国民に公表されるべきである。これは、インターネットによって、無料で報告書が入手できることを含む。 ○　財務省は、個々の国民や非政府組織が、予算プロセスについての理解を深めれるよう努めるべきである。	**1.1.2 政府内の責任の分担**